

# 中小企業組合等支援施策情報

## ■東日本大震災の被災中小企業者向け資金繰り支援策について

「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」及び「平成23年度第1次補正予算」が成立したことにより、東日本大震災の被災中小企業者を対象とした、新たな資金繰り支援策が5月23日(月)より運用されています。

### 1 「東日本大震災復興特別貸付」 (日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)

#### ①ご利用枠の拡大

震災の影響により業況が悪化している中小企業者向けに最大で7億2千万円の範囲内でご利用いただけます。さらに、地震・津波等により事業所が全壊・流失された方や、原発事故に係る警戒区域等(※1)の区域内の方等について、別枠で、最大で3億円の範囲内でご利用いただけます。

#### ②貸付条件の緩和

金利について最大1.4%の引き下げ(貸付後3年間、利用限度額の枠内に限ります。)を行う他、長期でのご利用が可能となっています。

この他本制度を利用される方のうち、地震・津波等により事業所が全壊・流失された方等には、貸付後3年間、実質金利ゼロとする措置を創設します。

#### ○融資制度のお申し込み、ご相談窓口(受付は、平日9:00~19:00 土・日・祝日 9:00~17:00)

日本政策金融公庫 【平日 ☎0120-154-505】 【土・日・祝日 ☎0120-327-790(中小企業事業)】  
【土・日・祝日 ☎0120-220-353(国民生活事業)】  
商工組合中央金庫 【平日 ☎0120-079-366】 【土・日・祝日 ☎0120-542-711】

### 2 「東日本大震災復興緊急保証」 (秋田県信用保証協会)

#### ①保証枠の別枠化

無担保8千万円、最大2億8千万円まで、借入額の全額(100%)を保証します。

災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。

#### ②対象者の範囲拡大

- (1)今般の震災により直接被害を受けられた方、または原発事故に係る警戒区域等(※1)の区域内の方
- (2)被災区域内(※2)事業者との取引関係があり、業況が悪化している方
- (3)風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している方

#### ○保証制度のお申し込み、ご相談窓口

秋田県信用保証協会 ☎018-863-9011

(※1 警戒区域とは、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域)

(※2 被災区域は、岩手県、宮城県、福島県などの災害救助法適用地域等)

## ■自家発電設備の整備に対して支援します。(秋田県)

秋田県では、東日本大震災による電力制限(最大使用電力の15%程度抑制)に伴い、生産機器の一部停止など生産活動において重大な影響が見込まれる県内企業が、自家発電設備を整備する場合、その経費の一部を助成する事業を実施しています。

**【対象設備】** 50kw以上の発電設備

**【要件等】** ①電力不足による影響が見込まれる

②節電対策への取り組み

③従業員の雇用維持 …等

**【補助率】** 1/3 **【補助金限度額】** 1社当り30,000千円

#### ○事業に関するお問い合わせ先

秋田県産業労働部地域産業振興課創業・地場産業班 ☎018-860-2231

## ■中小企業組合・中小企業者の皆様へ

本会では、ホームページ内の「中小企業組合等復旧・復興支援情報」や「中小企業施策情報」にて、国や県、公的支援機関等からの支援施策の最新情報を掲載しておりますので是非ご活用下さい。

本会ホームページURL <http://www.chuokai-akita.or.jp/>